

土木工事標準積算基準

〔Ⅱ〕

(道路・公園・市場単価)

平成26年10月1日

平成27年 3月 5日一部改正

平成27年 5月 1日一部改正

福島県土木部

6. 集草・積込運搬歩掛

歩掛は、次表とする。

表6.1 集草・積込運搬歩掛 (除草面積 1,000 m²当り)

名 称	規 格	単 位	工 種	
			集 草	積込運搬
普 通 作 業 員		人	1.1	1.0
ダンプトラック運転 (パッカー車運転)	オンロード・ディーゼル 2t積級 (回転式積載容量4m ³)	h (h)	— —	表6.2 (表6.3)
諸 雑 費 率		%	5	1

- (注) 1. 集草・積込運搬は、必要な工種のみ計上する。
 2. ダンプトラック及びパッカー車の運転労務は、「第I編第5章①建設機械運転労務」による。
 3. ダンプトラックの運転時間は、表6.2による。
 4. パッカー車の運搬時間は、表6.3による。
 運搬機械はダンプトラックを標準とし、処分場等の受入側の指定機械がパッカー車のみに限られる場合には、パッカー車を選定する。
 5. 諸雑費は、ブロワ、くまで・竹ぼうき・フォーク等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 6. 廃棄、処分費用等が必要な場合は、別途積上げるものとする。

表6.2 ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]2t積級 1,000 m²当り運転時間(h)

運搬距離(km)	6.5以下	11.5以下	14.5以下	17.5以下	19.5以下
運搬時間(h)	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
運搬距離(km)	21.5以下	23.5以下	26.0以下	28.0以下	30.0以下
運搬時間(h)	2.2	2.4	2.7	3.0	3.3
運搬距離(km)	32.0以下	34.5以下	35.0以下		
運搬時間(h)	3.6	4.0	4.4		

- (注) 1. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は平均値とする。
 2. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 3. 運搬距離が35kmを超える場合は別途考慮すること。
 4. DID区間の有無に関係なく適用できる。
 5. DID(人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。

表6.3 パッカー車[回転式]積載容量4m³ 1,000 m²当り運転時間(h)

運搬距離(km)	4.0以下	7.0以下	10.0以下	14.0以下	17.5以下
運搬時間(h)	2.0	2.2	2.4	2.7	3.0
運搬距離(km)	21.0以下	25.0以下	29.0以下	33.0以下	35.0以下
運搬時間(h)	3.3	3.7	4.1	4.6	5.1

- (注) 1. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は平均値とする。
 2. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 3. 運搬距離が35kmを超える場合は、別途考慮すること。
 4. DID区間の有無に関係なく適用できる。
 5. DID(人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。

平成 27年 5月 1日以降起工適用

7. 総合歩掛

7-1 総合歩掛（除草（肩掛式）・集草・積込運搬）

除草（肩掛式）から積込運搬までを作業形態別に総合した歩掛は次表とする

表7.1 総合歩掛 (除草面積 1,000 m²当り)

名 称	規 格	単 位	肩掛式（飛び石防護有り）	
			除草，集草，積込運搬	除草，集草
世 話 役		人	0.4	
特 殊 作 業 員		〃	1.8	
普 通 作 業 員		〃	3.0	2.0
草 刈 機 損 料	カッター径255mm	日	1.8	
ダンプトラック運転 （パッカー車運転）	オンロード・ディーゼル2t積級 （回転式積載容量4m ³ ）	h (h)	表 6.2 (表 6.3)	— —
諸 雑 費 率		%	3	4

(注) 1. 集草・積込運搬は作業形態により計上する。

2. ダンプトラックの運転労務は「第I編第5章①建設機械運転労務」による。

3. ダンプトラックの運転時間は、表6.2による。

4. パッカー車の運転時間は、表6.3による。

運搬機械はダンプトラックを標準とし、処分場等の受入側の指定機械がパッカー車のみに限られる場合には、パッカー車を選定する。

5. 上表には補助刈り（機械除草に係わる人力による仕上げ除草）が含まれる。

6. 空き缶等の障害物除去を含む。

7. 諸雑費は、ブロワ、燃料・かま・飛び石防護材・くまで・竹ぼうき・フォーク等の費用であり、労務費及び草刈機の機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8. 廃棄、処分費用等が必要な場合は、別途積上げるものとする。

表7.2 総合歩掛 (除草面積 1,000 m²当り)

名 称	規 格	単 位	肩掛式（飛び石防護無し）	
			除草，集草，積込運搬	除草，集草
世 話 役		人	0.4	
特 殊 作 業 員		〃	1.8	
普 通 作 業 員		〃	2.5	1.5
草 刈 機 損 料	カッター径255mm	日	1.8	
ダンプトラック運転 （パッカー車運転）	オンロード・ディーゼル2t積級 （回転式積載容量4m ³ ）	h (h)	表 6.2 (表 6.3)	— —
諸 雑 費 率		%	3	4

(注) 1. 集草・積込運搬は作業形態により計上する。

2. ダンプトラックの運転労務は「第I編第5章①建設機械運転労務」による。

3. ダンプトラックの運転時間は、表6.2による。

4. パッカー車の運転時間は、表6.3による。

運搬機械はダンプトラックを標準とし、処分場等の受入側の指定機械がパッカー車のみに限られる場合には、パッカー車を選定する。

5. 上表には補助刈り（機械除草に係わる人力による仕上げ除草）が含まれる。

6. 空き缶等の障害物除去を含む。

7. 諸雑費は、ブロワ、燃料・かま・くまで・竹ぼうき・フォーク等の費用であり、労務費及び草刈機の機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8. 廃棄、処分費用等が必要な場合は、別途積上げるものとする。